

No.69

## 国保だより

<https://www.miyagi-kokuho.or.jp>

IS 663164 / ISO 27001

～宮城県国民健康保険団体連合会は、

ISMSの国際規格「ISO/IEC27001」の

認証取得団体です～

保険医療機関・保険薬局の皆様へ

## 新型コロナウイルス感染症における予防接種等の費用請求（住所地外分）について

令和6年4月10日提出分(必着)で本会の受付を終了します。

特例臨時接種終了(令和6年3月31日)に伴い、本会での新型コロナウイルス感染症における予防接種等の費用請求(住所地外分)の受付は、令和6年4月10日提出分(必着)をもちまして終了いたします。

令和6年4月11日以降につきましては、本会で受付はできませんので、各市区町村に直接請求していただきますようお願いいたします。

## 乳幼児医療費請求書（社保用）（連記式請求書）提出の留意点について

提出の際は、「社会保険分総括表」を必ず1枚作成して、連記式請求書の先頭に添付し、ホチキス等でまとめて綴じてください。当月請求分と月遅れ請求分がある場合についても、総括表は1枚にまとめて記入してください。また、以下の誤りが多く見られますので御注意ください。

- ①乳幼児受給者番号の入力誤り(兄弟で逆に記載している、保険者の登録と違う番号を記載等)
- ②28番公費併用の際の乳幼児医療請求額の記載

## 【記載例】

入外区分	乳幼児公費負担者番号	保険者番号	生年月日	診療日数	請求点数	乳幼児医療請求額	公費番号
返戻区分	乳幼児受給者番号	受給者氏名	性別	食事回数	食事保険請求額	食事標準負担額	マル長
4	8 3 0 4 0 Δ Δ Δ	1 3 3 2 3 1	R3. 1. 23	4	2,902	2,856	28
	0 0 1 1 1 1 1	00 000	2				

レセプトの総点数を記載してください。  
28番公費併用の際も総点数を記載してください。

請求額は四捨五入しないでください。  
28番公費併用の場合は、28番公費に係る費用を除いた点数に患者負担割合を掛けた金額を記載してください。  
※高額療養費該当の場合を除く

※令和4年12月診療分(令和5年1月提出分)から、被用者保険分の仙台市子ども医療費(柔整を除く)においては、請求先と請求方法が変わっていますので、月遅れ請求の際は御注意願います。

## オンライン請求保険医療機関等の返戻レセプトの再請求について

請求方法の届け出	返戻の方法	再請求の方法
オンライン	オンライン(オンライン請求システムからダウンロード) +紙レセプト(郵送)	オンライン

オンライン請求保険医療機関等の返戻再請求は、紙レセプトのみで返戻された場合を除き、オンラインで行うことが義務付けられています。現在、紙の返戻レセプトも郵送していますが、オンラインで再請求した場合、紙レセプトの提出は不要です。

なお、紙レセプトで請求する場合は必ず「診療(調剤)報酬請求書」を添付してください。また、本会ホームページに請求書様式を掲載していますので御利用ください。

## レセプトの取下申出について

オンライン請求システムによるレセプトの取下申出(当月請求分以外)を行っています。オンライン請求システムを導入している保険医療機関等での当月請求分以外のレセプトの取下申出は、原則オンラインで取下申出を送信してください。

なお、当月請求分については紙様式「診療(調剤)報酬明細書取下申出」を提出してください。(紙様式は本会ホームページからダウンロードできます)

レセプト取下申出区分	申出機関	対象保険者	提出方法・期限	提出先
当月請求分	すべての保険医療機関	県内保険者	紙様式「診療(調剤)報酬明細書取下申出」提出月の25日(12月は20日)まで必着	本会 (期日を過ぎた場合は当月請求分以外を参照)
		県外保険者	紙様式「診療(調剤)報酬明細書取下申出」提出月の15日まで必着	
当月請求分以外	オンライン請求システム導入機関	県内保険者 県外保険者	原則オンライン	オンライン請求システム
	オンライン請求システム未導入機関	県内保険者 県外保険者	該当県内保険者へ連絡 紙様式「診療(調剤)報酬明細書取下申出」	県内保険者(※注1) 本会(※注2)

※注1…当月請求分以外の県内保険者宛て取下申出を保険者へ郵送する際には、宛先に誤りがないか確認の上、送付願います。(宮城県後期高齢者医療広域連合宛て郵便が宛先誤りのため本会へ送付されることが見受けられます)

※注2…宮城県外の保険者宛ての場合、レセプトの取り寄せには3か月以上かかりますことを御了承ください。

## レセプト提出にあたってのお願い

### (1) 各種医療費助成申請書及び乳幼児医療費請求書(社保用)(連記式請求書)の提出締切日について

本会への提出締切日については、診療報酬明細書等と同様に毎月10日到着(必着)分までとしております。11日以降に到着した場合は当月処理が行えないため返送させていただきますので御了承願います。

### (2) 給付割合相違に係るレセプト再請求について

給付割合相違で返戻となったレセプトを本会へ再請求する場合には、給付割合の訂正と併せて、所得区分に応じた特記事項欄の訂正又は負担金額欄の訂正が必要となる場合がございますので、再請求に当たりましては、御注意願います。

### (3) 特別療養費のレセプト提出について

「国民健康保険資格証明書」に係る特別療養費のレセプト提出については、紙レセプトでの提出となります。

「特別療養費に係る療養についての事務処理について」(昭和63年厚生省保険局通知)により、本会への提出にあたっては、レセプト上部余白に「特別療養費」と朱書きし、通常請求分の総括表及び請求書には含めず、レセプトのみ提出してください。

なお、公費併用の場合は取扱いができませんので御注意ください。

### (4) 第三者行為求償事務に係るレセプト提出について

交通事故など第三者の不法行為によるレセプトを提出する際は、特記事項に「10第三」の記載が必要となります。また、第三者行為による治療が終了した場合には、特記事項から「10第三」の表示を削除してください。

## 再審査申立にあたってのお願い

オンライン請求保険医療機関が審査結果に不服があるため、再審査申立をオンライン請求システムにより行う場合、以下について御注意願います。

### 申出種別の誤りについて

医科と調剤の突合審査の結果について、再審査申立をオンライン請求システムにより行う場合、再審査等対象種別を「再審査」としている場合が多く見られます。再審査等対象種別は「突合再審査」になり、相手方薬局のコードを入力していただく必要がありますので御注意願います。

※「増減点返戻通知書」及び「過誤再審査結果通知書」の備考欄に記載されている相手方薬局のコードを入力します。

正しく申立が行われない場合は、翌月に再度申立を行っていただく必要がございますので、御留意願います。

### 参考

「再審査等対象種別」を選択される場合は、以下の帳票の記載内容を参照願います。

- ・再審査等対象種別が「一次審査」の場合:増減点返戻通知書
- ・再審査等対象種別が「突合再審査」の場合:増減点返戻通知書、過誤再審査結果通知書
- ・再審査等対象種別が「再審査」の場合:過誤再審査結果通知書

## 国保連合会への電話連絡について

保険医療機関・保険薬局の皆様からのレセプト請求等に係るお問い合わせは、審査業務課となります。国保連合会の連絡先を代表番号に設定されている保険医療機関・保険薬局におかれましては、お手数おかけしますが、設定番号の変更をお願いいたします。(審査業務課:022-222-7075)

## 診療(調剤)報酬の提出及び支払予定日等について

令和6年4月から令和6年7月までの診療(調剤)報酬請求書の提出期限及び診療(調剤)報酬支払予定日は以下のとおりです。

なお、提出協力日までの提出について御協力願います。窓口における受付時間は、各日とも午前8時30分から午後5時15分までとなっております。

### 2024年度 診療(調剤)報酬請求書等受付期限及び診療(調剤)報酬支払予定日

区分等 提出月	オンライン、磁気媒体又は紙レセプト請求		保険医療機関・保険薬局支払予定日		
	提出協力日	提出期限		早期支払(※1)	早期支払以外
令和6年4月	9日(火)	<b>毎月10日</b> ※オンライン請求について受付・事務点検 ASP 結果の訂正は、12日が提出期限となります。	令和6年4月	22日(月)	26日(金)
令和6年5月	9日(木)		令和6年5月	20日(月)	30日(木)
令和6年6月	7日(金)		令和6年6月	20日(木)	27日(木)
令和6年7月	9日(火)		令和6年7月	22日(月)	30日(火)

※1 早期支払の対象となるのは、電子レセプト請求の届出をしている医療機関等です。

※2 「特定健診・特定保健指導」、「介護給付費」、「風しん追加対策」、「新型コロナウイルスワクチン接種事業請求」等の支払に関する日程表については、本会ホームページ(<https://www.miyagi-kokuho.or.jp>)を御確認ください。

※3 普通郵便等の配達日は土曜日、日曜日、休日は休止となっておりますので、御注意願います。

発行月： 令和6年3月

発行所： 仙台市青葉区上杉1丁目2番3号

宮城県国民健康保険団体連合会

発行人： 事務局長 菅 谷 正 孝

URL： <https://www.miyagi-kokuho.or.jp>

(審査業務課) TEL: 022-222-7075 FAX: 022-222-7107

(審査管理課) TEL: 022-222-7074 FAX: 022-222-7107

(情報管理課) TEL: 022-222-7170 FAX: 022-222-7072